

特定輸入事業者に求める国内管理人の基準適合義務

- 特定輸入事業者である届出事業者は、選任する国内管理人が以下の基準に適合するようにしなければならず、その適合を証する資料は届出の際に添付する必要がある。

<国内管理人の基準（技術基準省令第15条の2）>

- ① 日本に住所を有すること。（国内管理人の登記事項証明書又は住民票の写し）
- ② 届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていること。（権限証明書）
- ③ 特定製品に関する法令の規定を遵守すること。（誓約書）
- ④ 日本語による会話能力を有すること。（誓約書）
- ⑤ 次の事項が定められた契約関係であること。（委託契約書の写し）
 - (i) 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - (ii) 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - (iii) ②（法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限の付与）に関する事項
 - (iv) 検査記録の写し等の保存に関する事項
 - (v) 報告徴収等に関する事項
- ⑥ 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。（誓約書）

<特定輸入事業者が製造・輸入事業の届出の際に必要な添付書類（技術基準省令第6条第2項）>

- ✓ 国内管理人の登記事項証明書（国内管理人が法人の場合）又は住民票の写し（国内管理人が個人の場合）
- ✓ 権限証明書（様式第3の2）※国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類
- ✓ 委託契約書の写し※技術基準省令第15条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）
—委託契約には少なくとも次の内容が記載されている必要があります。
 - ① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - ② 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項
 - ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項
 - ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項
- ✓ 誓約書（様式第3の3）※国内管理人が第15条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

<改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。